

令和3年第2回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件名	頁
1号	都城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	1
2号	都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	5

## 委員会提出議案第 1 号

都城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 19 日

提出者 議会運営委員会委員長 長友 潤治

都城市議会議長 江内谷 満義 様

（提案理由）

これまで行政手続等において求めてきた押印については、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当であるとした。これに伴い、都城市議会委員会条例の見直しを行い、本条例第 30 条「記録」に求めている署名又は押印としている規定を、署名又は記名押印と改めるため、条例を一部改正するもの。

都城市議会議事委員会条例の一部を改正する条例  
 都城市議会議事委員会条例（平成18年条例第295号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>押印</u>をしなければならぬ。</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は<u>押印</u>については、法第123条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 第2項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>記名押印</u>をしなければならぬ。</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は<u>記名押印</u>については、法第123条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 <u>前2項</u>の記録は、議長が保管する。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

委員会提出議案第 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局 議会事務局】

条例名	都城市議会委員会条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 2 月
制定改廃の目的・背景	<p>これまで行政手続等において求めてきた押印については、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえることとしており、議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当であるとした。これに伴い、都城市議会委員会条例の見直しを行い、本条例第 30 条「記録」に求めている署名又は押印としている規定を署名又は記名押印とするため、条例を一部改正するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>都城市議会委員会条例の記録に関する条例の一部改正 次の条に含まれる署名又は押印を見直し、署名又は記名押印とするよう改正する。併せて、字句の修正を行うもの。 第 30 条 記録</p>		
関係する法令及びその条項	地方自治法第 123 条第 3 項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		



## 委員会提出議案第2号

都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月19日

提出者 議会運営委員会委員長 長友 潤治

都城市議会議長 江内谷 満義 様

（提案理由）

今回、全国市議会議長会が定める、標準市議会会議規則の改正に併せて一部改正するものであり、「欠席の届出」については、議員として活動するに当たって制約要因の解消に資するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するもの。次に、「請願書の記載事項」については、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うため、規則を一部改正するもの。

その他、本規則第157条の条文中の引用条番号の間違いが確認されたので、今回の一部改正にあわせ改めるもの。

都城市議会会議規則の一部を改正する規則

都城市議会会議規則（平成18年規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できな<del>い</del>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できな<del>い</del>ときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、事故のため出席できな<del>い</del>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できな<del>い</del>ときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、<u>請願者が押印をしなければならない。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、看護、育児、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できな<del>い</del>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できな<del>い</del>ときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明かにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>公務、疾病、看護、育児、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できな<del>い</del>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できな<del>い</del>ときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>

<p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印を しななければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に 提出しなければならない。ただし、第48条(秘密の保持)第2項 又は第105条(秘密の保持)第2項の規定に違反に係るものについ ては、この限りではない。</p>	<p><u>2</u> 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出 年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記 名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記 名押印をしなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に 提出しなければならない。ただし、第48条(秘密の保持)第2項 又は第112条(秘密の保持)第2項の規定に違反に係るものについ ては、この限りではない。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

委員会提出議案第2号関係資料

規則の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局 議会事務局】

条例名	都城市議会会議規則の一部を改正する規則		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和3年4月1日	制定年月	平成18年2月
制定改廃の目的・背景	<p>全国市議会議長会が定める、標準市議会会議規則の改正に伴い改正するもの。</p> <p>今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 都城市議会会議規則の会議及び委員会の欠席の届出に関する改正 次の条に含まれる欠席の届出を改正する。 第1章 会議 第2条 欠席の届出 第2章 委員会 第90条 欠席の届出</p> <p>2 請願書の記載事項等に関する条例の一部改正 次の条に含まれる請願書の記載事項を改正する。 第3章 請願 第137条 請願書の記載事項等</p> <p>3 本規則第157条の条文中の引用条番号の間違いが確認されたので、今回の一部改正にあわせ改めるもの。</p>		
関係する法令及びその条項	全国市議会議長会 標準市議会会議規則 第2条、第91条、第139条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		